

Q1. 納付書の同封があるものとないものの違いは何か？

A1. 介護保険料の口座振替の手続きを金融機関でされている方は、その口座から振替（引き落とし）をさせていただくため、納付書を同封していません。

※お詫び文に同封している『介護保険料納入（変更）通知書』の左側一番上の欄「氏名・生年月日の下「下記に記載のある方は口座振替による納付です」この下記の欄「金融機関」「口座種別」「口座番号****」「口座名義人」の記載のある方が対象となります。

Q2. 口座振替の登録者は自動的に口座振替か（希望確認しないのか）？

A2. 今回に限らず介護保険料が特別徴収から普通徴収になる場合、改めての希望確認を行わず口座振替としていますので、同様に希望確認は行っていません。

Q3. 特別徴収とは？

A3. 年金からの天引きのことです。4・6・8・10・12・2月の年金から天引きします。

Q4. 普通徴収とは？

A4. 年金からの天引き以外の、納付書払いや口座振替での納付のことです。

Q5. なぜ通知文に納付書の送付がない旨記載しないのか？

A5. 郵送した謝罪文に以下のとおり記載していますが、大変わかりにくい表記となっております。申し訳ありません。「なお、令和4年7月19日時点で宇部市に口座振替の登録がある方については、口座振替とさせていただきますので、介護保険料納入通知書のみを同封しています（納付書は ありません）。」

Q6. 口座を閉鎖している場合はどうなるか？

A6. お手数ですが、ご連絡をいただくようお願いいたします。介護保険料の口座登録を解除し、納付書を郵送させていただきますので、納付書での納付をお願いします。

※高齢者総合支援課介護保険係

TEL (0836) 34-8297 FAX (0836) 22-6026

Q7. 今から口座振替の手続きはできるか？

A7. 今回の振替（引き落とし）は間に合わないため、納付書での納付をお願いします。

Q8. 年金天引きと口座振替は違うのか？

A8. 年金天引きは、年金を取り扱う日本年金機構が、年金から介護保険料を天引きするもので、この金額を差し引いた額が年金として支給されるものです。口座振替は、金融機関で口座振替の手続きをされた方の介護保険料等を口座振替により納付いただくものです。

Q 9. 納付書で納付する介護保険料は年金天引きされないのか？

A 9. 8月支給の年金からの天引きはありません。普通徴収で納付される介護保険料が2重にかかることはありません。

Q 10. 介護保険料の額は変わらないのか？

A 10. 金額は変わりません。

Q 11. 納付書での納付はどこでできる？

A 11. 市役所本庁の1階5番窓口や、市民センター、北部総合支所、山口銀行宇部市役所派出所等、市の指定金融機関や全国のコンビニエンスストアです。

Q 12. 納付期限はいつ？

A 12. 令和4年8月31日です。

Q 13. 納付期限を過ぎたら、納付書は使えないのか？

A 13. 納付期限を過ぎても納付書は使用できます。

Q 14. 督促手数料や延滞金はかかるのか？

A 14. 8月分年金天引きができないものにはかかりません。

Q 15. 納付場所までいけない場合はどうすればよいか？

A 15. ご自宅等に高齢者総合支援課の職員が伺い対応させていただきます。

Q 16. 10月以降はどうなるのか？

A 16. 年金からの天引きをさせていただきます。

Q 17. 経緯や原因の詳細は？

A 17. 市公式ウェブサイトに掲載していますのでお手数ですが下記をご参照ください。

<https://www.city.ube.yamaguchi.jp/kurashi/hoken/kaigohoken/1016908/1016923.html>